

第 5 5 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 8 . 6 9」を「1 0 0 分の 7 . 7 1」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 3」に改め、同条第 2 号中「4 万 9 , 1 0 0 円」を「4 万 7 , 3 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 7」に改める。

第 1 5 条の 8 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 8 0」を「1 0 0 分の 2 . 6 9」に、「1 0 0 分の 5 3」を「1 0 0 分の 5 2」に改め、同条第 2 号中「1 万 6 , 5 0 0 円」を「1 万 6 , 8 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 7」を「1 0 0 分の 4 8」に改める。

第 1 5 条の 1 6 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 3 6」を「1 0 0 分の 2 . 2 5」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 3」に改め、同条第 2 号中「1 万 6 , 5 0 0 円」を「1 万 6 , 6 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 7」に改める。

第 1 9 条の 2 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 1 号ア中「3 万 4 , 3 7 0 円」を「3 万 3 , 1 1 0 円」に改め、同号イ中「1 万 1 , 5 5 0 円」を「1 万 1 , 7 6 0 円」に改め、同号ウ中「1 万 1 , 5 5 0 円」を「1 万 1 , 6 2 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 9 万 5 , 0 0 0 円」を「3 0 万 5 , 0 0 0 円」に改め、

同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095円」に改め、同号イ中「1万2,275円」を「1万1,825円」に改め、同号ウ中「1万9,640円」を「1万8,920円」に改め、同号エ中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を「8,400円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。